

地域新エネルギー等導入促進対策費補助金交付規程

平成15年10月 1日平成15年度規程第45号
一部改正 平成17年 3月30日平成16年度規程第48号
改正 平成19年 3月30日平成18年度規程第52号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第9号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う地域新エネルギー等導入促進対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、地域新エネルギー等導入促進対策費補助金交付要綱（平成10・04・28資第32号。以下「要綱」という。）並びに独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 機構は、地方公共団体及び営利を目的としない事業を行う民間団体等（以下「地方公共団体等」という。）が策定した地域における新エネルギー等の導入（太陽、風力等資源制約や環境負荷の少ない非化石エネルギーの利用等をいう。以下同じ）を促進するための計画（以下「実施計画書」という。）が別記の要件を満たしていると認められる場合に当該計画に係る事業（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内において次のとおり補助金を交付する。

- (1) 地方公共団体等が行う新エネルギー等導入事業（以下「設備導入事業」という。）の実施に必要な経費のうち、別表に掲げる補助対象経費の範囲内で適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）について、当該地方公共団体等に対し、補助金を交付する。
- (2) 設備導入事業を行う者に地方公共団体が当該経費の一部を助成する事業（いずれも地方公共団体の出資に係る法人および地方公共団体が実施するPFI事業に係わる法人が行うものに限る。以下「間接補助事業」という。）に必要な資金に対し、当該間接補助事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる補助対象経費の範囲内で適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）について、当該地方公共団体に対し、補助金を交付する。
- (3) 地方公共団体等が行う新エネルギー等導入促進普及啓発事業（以下「普及啓発事業」という。）に必要な経費のうち、別表に掲げる補助対象経費の範囲内で適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）について、当該地方公共団体等に対し、補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 前条第1項第1号、及び第2号に規定する補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とする。

- 2 前条第1項第3号に規定する補助金の額は、地方公共団体が実施する場合、定額とし、上限額を別途定めるものとする。また、非営利民間団体が実施する場合、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、上限額を別途定めるものとする。

(交付の申請)

第5条 機構は、補助金の交付を申請しようとする地方公共団体等に対し、様式第1による補助金交付申請書(正本1通及び副本1通)に様式第2による実施計画書及びその他機構が指示する書類を添付して、機構が指示する期日までに提出させるものとする。

- 2 機構は、地方公共団体等が前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 機構は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第3による補助金交付決定通知書により地方公共団体等に通知するものとする。

この場合において、機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

- 2 機構は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 機構は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 機構は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を地方公共団体等に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 地方公共団体等は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 地方公共団体等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補

助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による遅延等報告書を機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

- (3) 地方公共団体等は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (4) 地方公共団体等は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 地方公共団体等は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。
- (6) 地方公共団体等は、機構が第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 地方公共団体等は、機構が第12条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第12条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 地方公共団体等は、機構が第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第16条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 地方公共団体等は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 地方公共団体等は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (11) 地方公共団体等は、第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 地方公共団体等は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、機構に報告しなければならない。
- (13) 地方公共団体等は、補助事業終了後、機構の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

（申請の取下げ）

第8条 地方公共団体等は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取り下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内に様式第5による交付申請取下げ届出書を機構に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 地方公共団体等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第6による補助事業計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、地方公共団体等の自由な創意により、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。

(4) 補助事業の全部または一部を中止、又は廃止しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該地方公共団体等に通知するものとする。

3 機構は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第10条 地方公共団体等は、機構が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を様式第7による実施状況報告書により、機構が指示する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 地方公共団体等は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する機構の当該会計年度の3月20日のいずれか早い日までに、様式8による補助事業実績報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。

2 地方公共団体等は、補助事業が機構の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、様式第9による補助事業年度末実績報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。

3 地方公共団体等は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 地方公共団体等は、第2項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 機構は、前条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容

(第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該地方公共団体等に速やかに通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 機構は、地方公共団体等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該地方公共団体等に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 機構は、地方公共団体等が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。
- 6 機構は、地方公共団体等が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 機構は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。
- 2 地方公共団体等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による補助金精算(概算)払請求書を機構に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 地方公共団体等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに機構に提出しなければならない。
- 2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 3 第12条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(間接補助金の支払)

- 第15条 地方公共団体等は、第3条第2号の補助金を受けたときは、遅滞なく間接補助事業を行う者に対し、当該事業に係る補助金(以下「間接補助金」という。)を支払わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 機構は、第9条第1項第4号の規定による申請があった場合または次の各号の一に該当すると認められる場合には、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 地方公共団体等が法令、要綱若しくは本規程又は本規程に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 地方公共団体等が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 地方公共団体等が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第12条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに地方公共団体等に通知するものとする。

4 機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 機構は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該地方公共団体等から徴収するものとする。

6 第2項の規定に基づく補助金の返還については、第12条第4項から同条第6項の規定を準用する。この場合において、第12条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第17条 機構は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、地方公共団体等の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第19条 地方公共団体等は、取得財産等については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注

意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 地方公共団体等は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第11条第1項に定める実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。
- 3 機構は、地方公共団体等が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
- 3 地方公共団体等は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第15による補助事業財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第21条 地方公共団体等は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第22条 地方公共団体は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第16による調書を作成しなければならない。

(間接補助金の交付の際に付すべき条件)

第23条 地方公共団体は、間接補助事業者の間接補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 第7条から第12条、第14条、第16条、第19条及び第21条の定めるところに準ずること。
- (2) 間接補助事業者が、地方公共団体が別に定める期間内に、間接補助金により取得し又は効用が増加した財産を他の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の保証に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、地方公共団体の承認を受けなければならないものとする。
- (3) 前号の場合において地方公共団体は、間接補助事業者が取得財産等の処分をすることにより、収

入があり又は収入が見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。

- 2 地方公共団体は、前項第2号の承認をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日平成17年度規程第48号）

この規程は、平成17年3月30日から施行する。

附 則（平成19年3月30日平成18年度規程第52号）

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

（別 記）

地域新エネルギー等導入促進対策費補助金

実施計画書の要件

- (1) 設備導入事業の内容の費用効率が高いこと。
- (2) 設備導入事業の内容が地域における取組として先進性があること。
- (3) 設備導入事業の遂行によって、当該地域のエネルギー・環境対策に貢献する見込みがあること。
- (4) 設備導入事業の実施によって、他の地方公共団体等に対する波及効果が見込まれること。
- (5) 普及啓発事業を行う場合にあっては、その実施が地域における新エネルギー等導入促進に十分寄与するものであること。
- (6) 実施計画書に係る事業の実施の計画が確実かつ合理的であること。

(別 表)

地域新エネルギー等導入促進対策費補助金

補 助 対 象 経 費

区 分	費 目	内 容
導入事業費	設 計 費	設備導入事業に必要な機械装置等の設計費
	機械装置等 購入費	設備導入事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕又は据付等に必要な経費 (ただし、土地の取得及び賃借料を除く。)
	工 事 費	設備導入事業の実施に必要不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費
	諸 経 費	設備導入事業を行うために直接必要なその他経費 (工事負担金、管理費(職員旅費、通信費、会議費等)等)
普及啓発事業費	謝 金	委員謝金、講師謝金
	旅 費	委員等旅費、職員旅費
	庁 費	パンフレット等広報素材作成に係る経費 シンポジウム、講習会等の開催に係る経費 広報宣伝に係る経費 その他普及啓発事業に直接必要な経費(会議費、会場借料、資料購入費、通信運搬費、原稿料、消耗品費、雑役務費等)